

定 款

株式会社グッドパッチ

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、株式会社グッドパッチと称し、英文では Goodpatch Inc. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. インターネットを利用した各種情報提供サービス業
2. ホームページの企画、立案、製作、運用、保守業務
3. インターネットによる広告業務
4. マーケティングリサーチ業務
5. 通信販売業
6. インターネットによる電子書籍の企画、制作、出版及び販売
7. ポータルサイトの企画、運営、制作、請負業務
8. デジタルコンテンツの企画、制作、販売
9. アプリケーションソフトの企画、開発、販売
10. ハードウェア、ソフトウェアの企画、開発、保全、販売
11. コンピュータシステムのコンサルティング業務
12. コンピュータ及びコンピュータ周辺機器の販売
13. インターネットによる情報処理サービス
14. レンタルサーバーの取次ぎ代行業務
15. パソコン教室の経営
16. 電気通信事業法に基づく第二種電気通信事業
17. ベンチャー企業のインキュベーション事業
18. 不動産の所有、売買、賃貸、仲介、媒介、企画及び管理業
19. 有価証券の取得、投資、保有及び運用
20. 経営コンサルティング業務
21. 文化教室の経営
22. 各種書籍の企画及び出版業
23. 外国語の通訳、翻訳
24. 企業の海外進出に関する支援業務
25. 有料職業紹介事業
26. 労働者派遣事業
27. 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当会社の公告は、電子公告の方法により行う。

但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、2,745万7,440株とする。

(単元株式数)

第6条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第7条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己株式の取得)

第8条 当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるものほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第11条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主

総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集する。代表取締役に事故若しくは支障があるときは、予め定めた順位により他の取締役がこれを招集する。

2. 株主総会の議長は、代表取締役がこれにあたる。代表取締役に事故若しくは支障があるときは、予め取締役会が定めた順位により他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理権行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第17条 当会社の取締役は3名以上とする。

(取締役の選任)

第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 取締役会の決議をもって、取締役の中から会社を代表する代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長を1名選定し、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の設置)

第21条 当会社は、取締役会を置く。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。代表取締役が複数の場合又は代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、先順位の取締役がこれを招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会を招集するには、会日の3日前に、各取締役及び監査役に対してその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は、決議に参加することができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 取締役会の決議の目的である事項について取締役から提案があった場合において、当該事項につき決議に参加することができる取締役の全員が、書面又は電磁的記録により当該提案に同意の意思表示をしたときは、監査役が当該提案について異議を述べたときを除き、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任限定)

第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により取締役会の決議によって取締役（取締役であった者を含む）の同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役を除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結す

ることができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第28条 当会社は、監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第29条 当会社の監査役は3名以上とする。

(監査役の選任)

第30条 当会社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任監査役の任期の満了すべき時までとする。

(常勤監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会を招集するには、会日の3日前に、各監査役に対してその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第35条 監査役会に関する事項は、法定又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任限定)

第37条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により取締役会の決議によって監査役（監査役であった者を含む）の同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第38条 当会社は、会計監査人を置く。

(選任方法)

第39条 当会社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第40条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の報酬等)

第41条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第42条 当会社の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの年1期とする。

(剩余金の配当)

第43条 剩余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して支払う。

(中間配当)

第44条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剩余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(配当の除斥期間)

第45条 剰余金の配当及び中間配当金が、支払い提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。

2. 未払いの配当には利息をつけない。

第8章 附 則

(定款に定めのない事項)

第46条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上

原始定款

2011年 8月30日

变更履歷

2013年11月27日

2014年11月29日

2015年 9月30日

2015年11月27日

2016年11月28日

2017年 4月17日

2018年12月 1日

2019年11月29日

2020年 3月17日

2020年 3月18日

以上